

# 美容医療サービスのトラブル

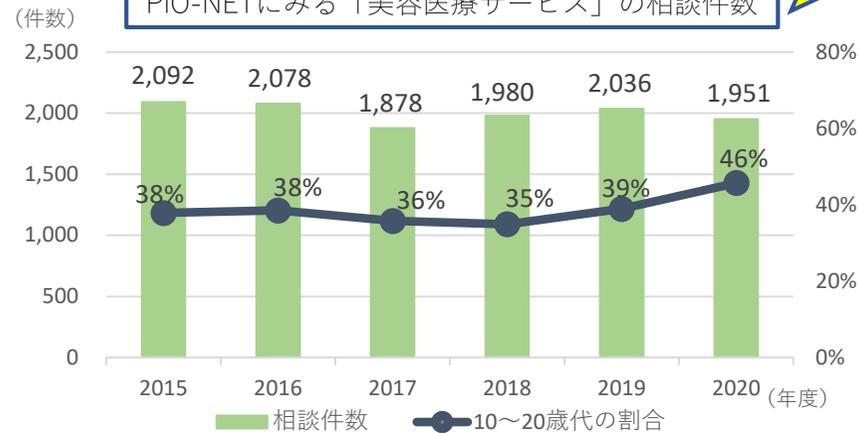
10～20歳代の  
割合が増加！

## 【事例1】10万円で全身脱毛のはずが、70万円に...

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。本来70万円コースを60万円にする」と勧められ、契約してしまった。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。（20歳代 男性）



PIO-NETにみる「美容医療サービス」の相談件数



※2021年3月31日までのPIO-NET登録分

## 【事例2】契約当日に手術を受けたが腫れが引かない...

「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告をみて、カウンセリングを申し込んだ。カウンセラーから「50万円の手術は腫れない」「一緒に脂肪吸引もやるとよい」と勧められ90万円の契約を結んだ。そのまま当日に手術を受けることになったが、術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明はなかった。（20歳代 女性）



## 👉トラブルに遭わないためのポイント

- その場で契約・施術をしない**
- 広告には**NG表現**があることを知っておく
- 施術前に**リスクや副作用の確認**を
- 「**お金がない**」なら「**契約しない**」
- 2022年4月から「18歳で大人」に！**  
一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。契約は慎重にしましょう。